

訂正箇所一覧表（北区民センター・大淀コミュニティセンター指定管理者募集）

資料名	ページ	訂正後	訂正前
募集要項	4 ページ	4 指定期間 削除	4 指定期間 なお、本市では現在特別区の設置に関する協議が行われており、今後特別区へ移行される可能性があります、それに伴い指定管理者に損害等が生じたとしても、本市又は本市の権利義務を承継する特別区はその賠償等の責めを負わないものとします。
募集要項	5 ページ	①（1）①～⑦の条件を満たすこと。	①（1）①～⑦の条件を満たすこと。かつ⑦については連合体のうち1以上の構成員が満たしていること。
募集要項	11 ページ	(3) 連合体による申請の場合、②～⑮、⑱～⑳の書類については、構成員全員にかかるものを提出してください。	(3) 連合体による申請の場合、②～⑯、⑲～㉑の書類については、構成員全員にかかるものを提出してください。
募集要項	11 ページ	削除	(4) 令和元・2・3（平成31・32・33）年度の本市入札参加資格者名簿に登録している場合は、⑥～⑦、⑫～⑮の書類の提出は省略できるものとします。
募集要項	11 ページ	(4)	(5)
募集要項	14 ページ	13 危険負担 削除	13 危険負担 表内「共通 その他」 「特別区への移行に伴う重大な変更 ※2」「負担者 指定管理者」
募集要項	14 ページ	表内「準備段階 引継ぎコスト」 「施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担 ※2」	表内「準備段階 引継ぎコスト」 「施設運営の引継ぎ（指定期間前の準備を含む。）費用の負担 ※3」

募集要項	14 ページ	表内「管理運営段階 施設の損傷」 「施設、機器等の損傷 ※3」	表内「管理運営段階 施設の損傷」 「施設、機器等の損傷 ※4」
募集要項	14 ページ	表内「管理運営段階 損害賠償」 「施設、機器の不備による事故 ※4」 「施設管理上の瑕疵による事故 ※4」	表内「管理運営段階 損害賠償」 「施設、機器の不備による事故 ※5」 「施設管理上の瑕疵による事故 ※5」
募集要項	14 ページ	表内「管理運営段階 休館リスク」 「施設、機器の大規模修繕等による臨時休館に関するもの ※5」 「施設、機器の機能維持を目的とした小規模修繕による臨時休館に関するもの ※5」	表内「管理運営段階 休館リスク」 「施設、機器の大規模修繕等による臨時休館に関するもの ※6」 「施設、機器の機能維持を目的とした小規模修繕による臨時休館に関するもの ※6」
募集要項	14 ページ	表内「管理運営段階 選挙対応」 「公職選挙法に基づく投開票又は選挙会の執行に伴うもの ※6」	表内「管理運営段階 選挙対応」 「公職選挙法に基づく投開票又は選挙会の執行に伴うもの ※7」
募集要項	14 ～ 15 ページ	※1 ・建物・設備が・・・ ・復旧可能な・・・ ・災害発生時に当該施設が・・・ ・ <u>新型インフルエンザ等（新型コロナウイルスを含む）感染拡大防止への対応のため、業務の全部または一部の停止を命じることがある。</u> ・本市は、指定管理者に対する・・・	※1 ・建物・設備が・・・ ・復旧可能な・・・ ・災害発生時に当該施設が・・・ ・本市は、指定管理者に対する・・・
募集要項	15 ページ	削除	※2 本市では現在特別区の設置に関する協議が行われており、今後特別区へ移行される可能性があるが、それに伴い指定管理者に損害等が生じたとしても、本市又は本市の権利義務を承継する特別区はその賠償等の責めを負わない。
募集	15 ページ	※2	※3

要項	ー		
募集要項	15 ページ	※ <u>3</u>	※ <u>4</u>
募集要項	15 ページ	※ <u>4</u>	※ <u>5</u>
募集要項	15 ページ	※ <u>5</u>	※ <u>6</u>
募集要項	15 ページ	※ <u>6</u>	※ <u>7</u>
募集要項	16 ページ	(1) 募集要項の配布 ①窓口での配布期間 令和2年7月20日(月)から <u>令和2年9月7日(月)まで</u>	(1) 募集要項の配布 ①窓口での配布期間 令和2年7月20日(月)から <u>令和2年8月31日(月)まで</u>
募集要項	16 ページ	(2) 指定管理者指定申請書の提出 ①提出期間 令和2年8月24日(月)から <u>令和2年9月7日(月)まで</u>	(2) 指定管理者指定申請書の提出 ①提出期間 令和2年8月24日(月)から <u>令和2年8月31日(月)まで</u>
募集要項	17 ページ	(4) 質問 ※「 <u>特別区に移管された場合</u> 」の記載の削除に関する再質問について、詳細は区役所ホームページにて公表します。 ※(1)～(4)にかかる配布・受付等にあたっては、いずれも、土曜日、日曜日及び休日には行いません。	(4) 質問 ※(1)～(4)にかかる配布・受付等にあたっては、いずれも、土曜日、日曜日及び休日には行いません。
募集要項	20 ページ	19 その他申請に当たって事前に伝えておくべき事項 削除	19 その他申請者に当たって事前に伝えておくべき事項 (3) 本市では現在特別区の設置に関する協議が行われており、今後特別区へ移行される可能性があります。それに伴い指定管理者に損害等が生じたとしても、本市又は本市の権利義務を承継する特別区はその賠償等の責めを負わないものとします。